

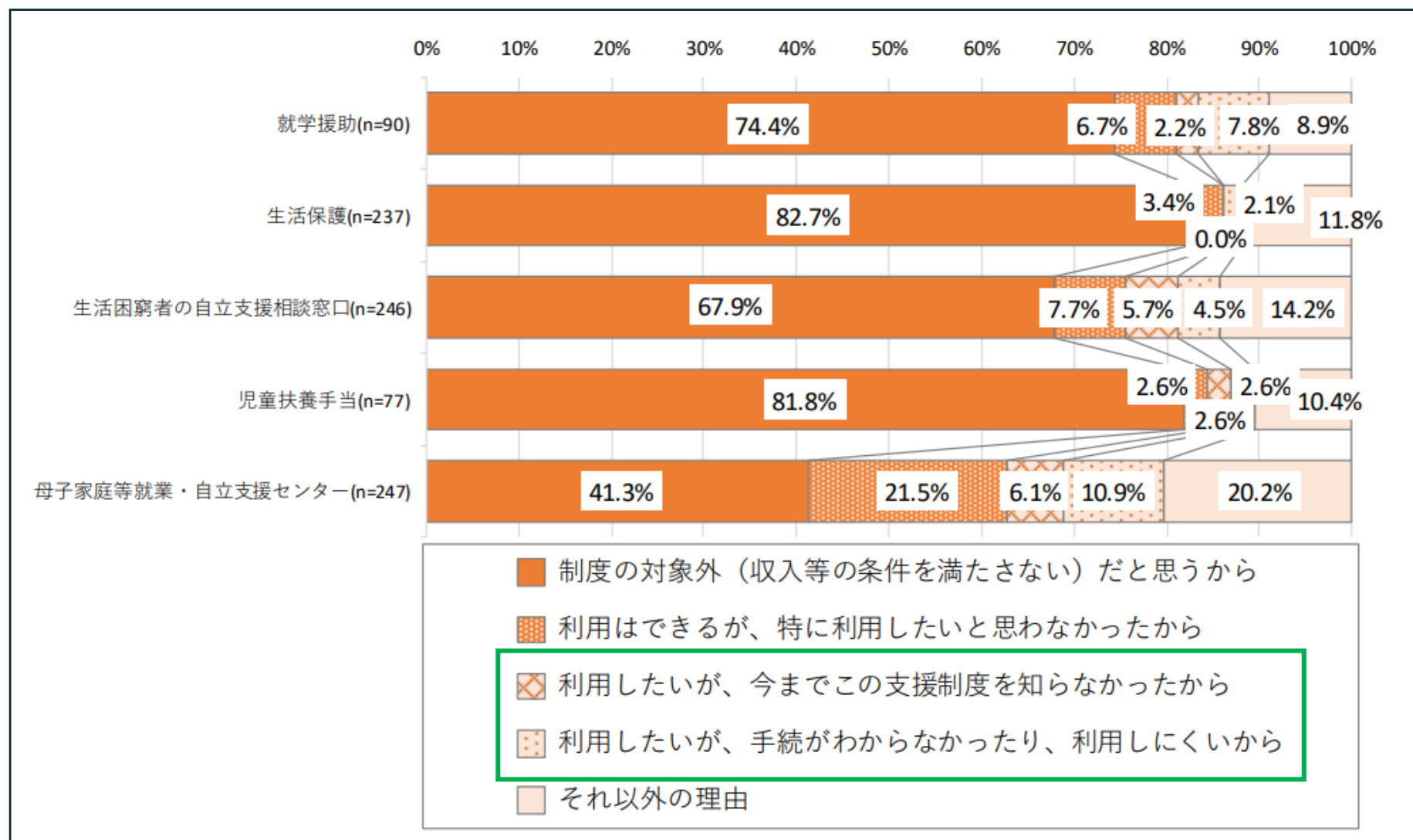
〔資料編〕

資料 1-(2)-① ひとり親家庭等の公的制度等の利用状況

母子世帯の主な福祉関係の公的制度等の利用状況 (単位：％)						父子世帯の主な福祉関係の公的制度等の利用状況 (単位：％)					
区分	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		うち、制度を知らなかった	区分	利用している又は利用したことがある		利用したことがない		うち、制度を知らなかった
		うち、満足している		うち、今後利用したい				うち、満足している		うち、今後利用したい	
市区町村福祉関係窓口	46.0	20.6	54.0	21.7	37.9	市区町村福祉関係窓口	31.3	25.5	68.7	21.9	30.4
福祉事務所	17.5	22.8	82.5	16.8	42.9	福祉事務所	12.4	30.8	87.6	18.4	35.5
母子家庭等就業・自立支援センター事業	9.8	24.0	90.2	17.4	33.6	母子家庭等就業・自立支援センター事業	1.8	34.5	98.2	10.4	37.9
母子・父子自立支援員	3.9	37.2	96.1	9.8	45.6	母子・父子自立支援員	1.6	28.7	98.4	10.1	43.0
自立支援教育訓練給付金事業	4.8	35.0	95.2	17.8	41.4	自立支援教育訓練給付金事業	0.7	59.3	99.3	10.1	43.6
高等職業訓練促進給付金事業	3.2	44.8	96.8	15.1	44.5	高等職業訓練促進給付金事業	1.0	56.9	99.0	10.1	43.7
ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.1	44.3	97.9	10.5	49.8	ひとり親家庭等日常生活支援事業(家庭生活支援員(ヘルパー)派遣等)	2.2	39.1	97.8	12.3	46.8
子どもの学習支援	4.6	36.1	95.4	18.8	50.8	子どもの学習支援	1.4	51.2	98.6	14.0	45.5

(注) 「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」(厚生労働省)の結果に基づき、当省が作成した。

資料 1-(2)-② 世帯の状況が「ひとり親世帯」(全体) の場合の支援制度を利用していない理由



(注) 「令和3年子供の生活状況調査の分析報告書」(令和3年12月内閣府) に基づき、当省が作成した。

資料 2-(1)-① 「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」(令和 7 年 3 月 21 日内閣府告示第 31 号) <抜粋>

第 2 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のため講じようとする施策の基本となるべき事項

1. 今後実施する母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策の基本的な方向性

(1) 国、都道府県及び市町村の役割分担と連携

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦については、就業による自立促進を図ることが重要であることから、就業支援を中心として、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな福祉サービスの推進に主眼を置いて、①子育てや生活支援策、②就業支援策、③養育費の確保策、④経済的支援策を総合的に展開することとする。

その際、国、都道府県及び市町村が、適切に役割を分担しながら、互いに連携することが必要である。

(略)

市町村は、ひとり親家庭等日常生活支援事業、母子家庭生活向上事業、父子家庭生活向上事業及び寡婦生活向上事業（以下「ひとり親家庭等生活向上事業」という。）等の国の補助事業を積極的に活用するとともに、地域のニーズに応じた施策を検討・展開する。また、住民に身近な地方公共団体として、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対し、相談に応じるとともに、生活困窮者自立支援制度や修学支援制度などの他施策を含め、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に対する支援の施策や取組について分かりやすい情報提供を行うなど、個々の家庭に寄り添ったきめ細かな支援を行うことが必要である。特に、市等では、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行う重要な役割を担うことが求められる。

(2) 関係機関相互の協力

(略)

(3) 相談機能の強化

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦は、母子家庭の母又は父子家庭の父になった理由や、自身やこどもの年齢、住居や同居家族の状況、学歴・職歴や現在の職業、就業や転職への意欲等により多様な支援を必要としており、また、配偶者からの暴力や児童虐待の課題等の多様な課題を抱えている場合もある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談支援に当たっては、悩みや課題の内容のいかんにかかわらずまず相談できるような体制としつつ、それぞれの悩みや課題に応じ、様々な支援メニューを組み合わせ、また、必要に応じて他の支援機関につなげることによって、総合的・包括的な支援を行う必要がある。このため、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の相談支援においては、IT 機器等の活用を図り、適切な支援メニューをワンストップかつプッシュ型により提供する体制を整えることが重要である。

(略)

また、行政とのあらゆる接点を通じて困難に陥る前から相談・支援につなげ、必要な支援メニューにつなげる体制を構築するため、離婚前から支援が必要な者に対する支援を行うとともに、離婚届提出時、児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等あらゆる機会を捉え、支援窓口につなげる仕組みを構築する。あわせて、行政との関わりを持つ機会が持ちづ

らい母子家庭及び父子家庭並びに寡婦についても、必要な支援が行き届くよう、母子生活支援施設や地域の民間団体との連携により、きめ細かな相談・支援を行う仕組みを構築することが必要であり、このことによりソーシャルワーク機能の強化を図っていくことが重要である。

都道府県等及び市等は、福祉事務所等の相談窓口に、母子・父子自立支援員を適正に配置した上で、更にそれぞれの実情に応じ、就業支援専門員や心理カウンセラー等を配置するとともに、臨床心理士や弁護士等の専門職種のバックアップを受けられる体制を整備する等し、相談窓口のワンストップ化を推進する。あわせて、児童扶養手当、子育て支援、離婚や妊娠に係る相談窓口や他の支援機関、地域の民間団体等との連携を密にすることにより、具体的な支援メニューにつなげる支援体制を整備することが重要である。また、相談窓口の整備に当たっては、地域の実情に応じ、母子生活支援施設等の児童福祉施設や民間団体と連携した相談体制の構築も重要である。あわせて、相談支援を担う母子・父子自立支援員等の相談員について、中長期的な継続した支援を行うことを前提とした人材の確保や育成をすること及び資質の向上のための研修等の機会を提供すること等を通じて、相談機能の強化を図るとともに、相談窓口並びに各種支援制度について、地域の母子家庭及び父子家庭並びに寡婦に分かりやすい方法で周知することにより、各種の支援の利用を促すことが必要である。児童扶養手当の受給資格認定時、現況届提出時等に、分かりやすい文体、デザインでひとり親家庭に対する支援施策を記載したリーフレットや冊子を用い、窓口で案内を徹底していくことに加え、支援を必要とする者に確実に情報等が届くよう、アウトリーチ型の相談やSNS等をはじめとした情報技術の活用を更に図っていくことが求められるとともに、行政内の各担当部署が有する情報を把握・活用して相談支援を有意義なものとすることが求められる。

(略)

(4) 子育て・生活支援の強化

母子家庭の母及び父子家庭の父が、安心して子育てと就業・就業のための訓練との両立ができるようにするため、また、就業が直ちに困難な場合に母子家庭の母及び父子家庭の父の状態に応じた自立を図るためには、多様な保育サービスや子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）、子育て短期支援事業等の一般の子育て支援を積極的に活用してもらうとともに、母子家庭の母及び父子家庭の父の居宅への家庭生活支援員の派遣等による日常生活支援、母子家庭の母及び父子家庭の父に対する子育てに関する講習会等の開催、親同士の情報交換の場の提供等に取り組むことが重要である。

また、各種支援施策の実施に当たっては、地域の母子家庭や父子家庭に分かりやすい方法で周知することが必要である。

(略)

こどもの生活・学習支援事業による学習支援等の実施に当たっては、児童福祉法に基づく児童育成支援拠点事業及び生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業との連携を図ることで、学習ボランティア等の人材が確保しやすくなる等、効果的かつ効率的に事業を展開することが可能となり、また、個々のこどもの状況に応じた学習支援の提供が可能となることが考えられることから、必要に応じて個別学習支援員を配置するほか、学習

支援事業の担当者間で連携しながら、地域の母子家庭及び父子家庭のこどもへの学習支援等の実施を推進していくことが重要である。さらに、事業の実施に当たっては、教育委員会や関係団体と連携するなど地域資源を積極的に活用することが望ましく、また、現状では参加していないこどもの参加を促す等の工夫が求められており、好事例や様々な課題への対応事例の収集・展開などにより更なる普及を図っていくことが重要である。

(5) 就業支援の強化

(略)

(6) 養育費の確保及び親子交流に関する取決めの促進

養育費の確保については、養育費の取決めや確保が適切になされるよう、離婚する前からの意識付けが重要であり、離婚する当事者に対して養育費等の取決めの重要性や法制度を理解してもらうため、親支援講座の開催や情報提供、相談対応が重要である。また、養育費等の取決め合意書のひな形を記載したパンフレットを離婚届と同時に交付すること等を通じた離婚当事者に対する周知啓発や、養育費の相談等に対応する者に対する研修等の支援、養育費に係る各種手続等に関するパンフレット等の作成、弁護士による養育費相談の実施が重要である。

養育費の履行確保に向けては、父母の離婚後等の子の養育に関する見直しを行った民法等の一部を改正する法律により、養育費等の債権に先取特権を付与するとともに、法定養育費の規定等を設ける改正が行われたことを踏まえ、ひとり親家庭に向けた当事者目線での周知・広報を行うことが重要である。

また、親子交流については、基本的にはこどもの立場からその実施が望ましいことであるが、他方で、児童虐待や配偶者からの暴力等により親子交流が適切でない場合があると同時に、養育費相談とは異なる専門性が必要である。このため、親子交流に関する意義や課題等を双方の親を含む関係者が認識した上で、取決め・実施が適切になされるよう、国、都道府県及び市町村は、関係機関や民間団体と協力して周知啓発や相談対応を実施していくことが重要である。

(7) 福祉と雇用の連携

(略)

(8) こどもの貧困の解消に向けた対策

(略)

(注) 下線は当省が付した。

資料2-(1)-② 「パンフレット「離婚・別居を考えているお父さんお母さんへ こどものための共同養育計画書」を活用した周知・広報について（依頼）」（令和8年3月16日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課及び法務省民事局参事官室連名事務連絡）＜抜粋＞

1 離婚届書と本パンフレットの同時交付の徹底について

（略）

本パンフレットを市区町村の戸籍窓口配架することに加えて、本パンフレットを離婚届書に挟み込むなどして、離婚届書の交付時に確実に本パンフレットを併せて交付いただき、離婚当事者への十分な周知を図っていただくようお願いいたします。

2 離婚届のチェック欄を活用した養育費・親子交流の取決めを促進する取組について

（略）

また、離婚届のチェック欄を養育費等の取決めにつなげる取組として、「まだ決めていない」にチェックがあるときに、ひとり親家庭支援担当部署等の相談窓口につないでいる地方公共団体もあります。

こうした例を参考にいただき、取決めの促進に向けた一層の取組をお願いいたします。

3 関係部局間での更なる連携の促進について

（略）

つきましては、これまでに引き続き、戸籍担当主管部局における活用に御協力いただくとともに、戸籍担当主管部局からこどもの貧困対策担当主管部局及びひとり親家庭支援担当主管部局に必要部数を融通していただき、各部局においても本パンフレットを積極的に活用していただくとともに、関係部局間での更なる連携の促進に御協力をお願いいたします。

（注）下線は当省が付した。

資料 2-(1)-③ 離婚届 (様式)

[illegible]

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください（この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります。）。

同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査（統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管）にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
離婚後の子育ての分担について ✓取決めている。 □まだ、決めていない。 子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項（例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など）の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めている場合も「取決めている。」にしるしをつけてください。
親子交流について ✓取決めている。 □まだ、決めていない。 親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めている場合も「取決めている。」にしるしをつけてください。
経済的に自立していない子（未成年の子に限られません）がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。
養育費の分担について ✓取決めている。 □まだ、決めていない。※未成年の子については、取決めているなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。 養育費：経済的に自立していない子（例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります）の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めている場合も「取決めている。」にしるしをつけてください。

(注) 法務省の資料による。

資料2-(1)-④ 死亡届 (様式)

死 亡 届		死亡診断書 (死体検案書)	
令和 8 年 1 月 9 日 届出		この死亡診断書 (死体検案書) は、我が国の死因統計作成の資料としても用いられます。楷书で、できるだけ詳しく書いてください。	
東京都千代田区 長 殿		氏 名 民事 一郎 男 2 女 生年月日 明治 平成 令和 23 年 12 月 14 日 午前・午後 時 分	
受理 令和 年 月 日		死亡したとき 令和 8 年 1 月 9 日 午前・午後 4 時 10 分	
第 号		死亡したところ 死亡したところの種別 1 院 2 診療所 3 介護施設・介護老人保健施設 4 助産所 5 老人ホーム 6 自宅 7 その他	
書類調査 戸籍記載 記載調査 調査票 附 票 住民票 通知		及びその種別 死亡したところ 東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 1 号	
		施設の名称 ○○○病院	
(1) (フリガナ) ミン ジ イチ ロウ		死亡の原因 (ア) 直接死因 脳出血 発病(発症) 又は受傷から死亡までの期間 10時間	
(2) 氏 名 氏 民事 一郎 男 女		(イ) (ア)の原因 動脈硬化症 4か月	
(3) 生 年 月 日 昭和23 年 12 月 14 日 午前 午後 時 分		(ウ) (イ)の原因	
(4) 死亡したとき 令和 8 年 1 月 9 日 午前 午後 4 時 10 分		(エ) (ウ)の原因	
(5) 死亡したところ 東京都港区虎ノ門一丁目 1 番 1 号		死亡の理由 1 病死及び自然死 2 交通事故 3 転倒・転落 4 溺水 5 煙、火災及び火場による傷害 6 窒息 7 中毒 8 その他 9 自殺 10 他殺 11 その他及び不詳の外国	
(6) 住 所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 1 号		12 不詳の死	
(7) 本 籍 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号		外 国 死 の 追 加 事 項 傷害が発生したとき 令和・平成・昭和 年 月 日 午前・午後 時 分	
(8) 死亡した人の 夫 または 妻 いる (満 76 歳) いない (□未婚 □死別 □離別)		傷害が発生したところ 都道 市 区 町村	
(9) 死亡したときの 世帯のおもな 仕事と		手段及び状況	
(10) 死亡した人の 職業・産業		出生時体重 グラム 単胎・多胎の別 1 単胎 2 多胎 (子 中第 子)	
(11) その他		生後 1 年未満で 病死した場合の 追 加 事 項 妊婦・分娩時における母体の病歴又は異状	
届 出 人 署名 (※押印は任意) 民事 太郎 印 昭和51 年 12 月 28 日生		その他特に付言すべきことがら	
事件簿番号		上記のとおり診断 (検案) する 診断 (検案) 年月日 令和 年 月 日 本診断書 (検案書) 発行年月日 令和 年 月 日	
		(病院、診療所、介護医療院若しくは介護老人保健施設等の名称及び所在地又は医師の住所) 東京都港区白金台 1 丁目 3 番 6 号 法務 康	

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。死亡したことを知った日からかぞえて7日以内に提出してください。

□には、あてはまるものに○のようにしるしをつけてください。

死亡したところが、台湾またはパレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区) である場合、地域から記載することができます。

「筆頭者の氏名」には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

外国人のうち、次の地域の法を本国法とする人は、国籍に代えて地域を記載することができます。

1 台湾

2 パレスチナ (ヨルダン川西岸地区及びガザ地区)

内縁のものはふくまれません。

死亡者について書いてください。

届け出られた事項は、人口動態調査 (統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)、がん登録等の推進に関する法律に基づく全国がん登録 (厚生労働省所管)、高齢者の医療の確保に関する法律に基づくレセプト情報・特定健診等情報データベース (厚生労働省所管)、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく所要の感染症対策 (厚生労働省所管) にも用いられます。

記入の注意

生年月日が不詳の場合は、推定年齢をカッコを付して書いてください。

夜の12時は「午前0時」、昼の12時は「午後0時」と書いてください。

「5 老人ホーム」は、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び有料老人ホームをいいます。

死亡したところの種別で「3 介護医療院・介護老人保健施設」を選択した場合は、施設の名前に続けて「介護医療院、介護老人保健施設」の別をカッコ内に書いてください。

傷病者等は、日本語で書いてください。

1欄では、各傷病について・発病の型 (例：急性)・病因 (例：病原体名)・部位 (例：胃噴門部がん)・性状 (例：病理組織型) 等もできるだけ書いてください。

妊娠中の死亡の場合は「妊娠満期前」、また、分娩中の死亡の場合は「妊娠満期前」の分娩中と書いてください。

産後 1 年未満の死亡の場合は「妊娠満期前、産後満期前」と書いてください。

1欄及び2欄に開係した手術について、術式及びその診断名と関連のある所見等を書いてください。紹介状や転院等による情報についてもカッコを付して書いてください。

「2 交通事故」は、事故発生からの期間にかかわらず、その事故による死亡が該当します。

「5 煙、火災及び火場による傷害」は、火災による一酸化炭素中毒、窒息等も含まれます。

「1 住居」とは、住宅、直等を含む。

傷害がどういう状況で起こったかを具体的に書いてください。

妊娠週数は、最終月経、基礎体温、超音波計測等により推定し、できるだけ正確に書いてください。

母子健康手帳等を参考に書いてください。

氏名の欄には、医師本人が署名してください。記者押印は原則不可です。

(注) 法務省の資料による。

(注) 法務省の資料による。

資料3-(1)-① 「ひとり親家庭等就業・自立支援事業実施要綱」＜抜粋＞

4 事業の内容等

就業・自立支援に資するものとして考えられる以下の（１）から（７）までの支援等を、地域の実情に応じて実施するものとするが、効果的なものとなるよう複数の支援等を組み合わせることが望ましい。また、総合的な自立支援を行うために離婚前後家庭支援事業やひとり親家庭相談支援体制強化事業を組み合わせる実施することも差し支えない。ただし、その場合は合理的な方法で費用の分担を行うこと。

なお、当該事業、もしくは当該事業と離婚前後家庭支援事業やひとり親家庭等相談支援体制強化事業を組み合わせた事業を実施する場所を、母子家庭等就業・自立支援センターやひとり親家庭支援センター等と位置づけ、ひとり親家庭等にとって身近な場所でひとり親支援が受けられることを示して事業実施することが望ましい。

（１）～（４） （略）

（５）広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業

ひとり親家庭等への支援については、相談・支援の過程やニーズ調査などを通じて地域の支援ニーズを把握した上で、地域の支援メニューが地域の支援ニーズに適合したものとなるよう不断に見直しを行い、中期的な支援メニューの充実方策について母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」に反映させることなどを通じて、支援メニューを積極的・計画的に整備していく必要がある。

また、支援施策については、支援を必要とする家庭に必要な支援が届くようにするため、パンフレットなどの紙媒体をはじめ、メール、ウェブサイト、SNSなどのインターネットメディアの活用も含め、ひとり親家庭等が接しやすい方法により情報発信を行い、周知することが必要である。

このため、都道府県等において、支援施策の積極的・計画的な実施を図るため、支援施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、各種の広報手段を活用し、地域の特性を踏まえた広報啓発活動を行うこととする。

（６）・（７） （略）

（注）下線は当省が付した。

支援プログラム経験者の声

◆最初の一步を踏み出したときの心境を教えてください。

踏み出すまで、すごく勇気がいりました。
私にできるだろうか？と考えすぎてわからなくなってしまうときもありましたが、協会の方に「まずはやってみて！」
「やってみないとわからないよ」とお言葉をいただき、まずはやってみてから考えよう！と思えました。

・40代
・シングルマザー歴4年
・子ども2人
・前職：事務職
⇒営業職に転職

◆支援協会の「3 step」支援で体感したことを教えてください。

なるほど！すごい！と思いました。
協会に初めてコンタクトを取ったのが去年の9月でした。
そこからのスピード感はとても速かったです。私一人じゃこんなに早く決められなかったし、世帯主脳（せたいぬしのう）※になりきれなかったです。9月の当時の私と比べたら付加価値のついた新しい自分になれた気がします。

※世帯主として家族を支える考え方をお伝えしています。



・30代
・シングルマザー歴2年
・子ども1人
・前職：販売アルバイト
⇒営業職に転職



◆最初の一步を踏み出したときの心境を教えてください。

今までの生活スタイルを変えるのに抵抗がずっとあり、なかなか転職に踏み切れずにいました。協会の個別相談、メルマガ、動画などを見て、「世帯主になる」という言葉を聞いたのがきっかけです。
そこから、うだうだせずに動き出さなければ、と思いました。

◆支援協会の「3 step」支援で体感したことを教えてください。

私たちが自立していくにあたって、フォロー体制が整っていました。
ただ単に転職先を紹介して頂く、お金を稼ぐ方法を教えて頂く、のではなく、母親として生きていく上で大切なことも教えて頂ける環境であるんだと思いました。

◆最初の一步を踏み出したときの心境を教えてください。

離婚当時はパートだったのですが、相応の収入を目指して仕事を決めていかなないと大変だというアドバイスを背中を押して頂いていました。
自分の年齢と子どもの成長、ライフプランを考えた時にパートや派遣では厳しいと思ったのがきっかけです。

◆支援協会の「3 step」支援で体感したことを教えてください。

久しぶりにパートを始めた時は凄く社会が怖かった気がします。
そのパート先では子どもの病気での欠勤が重なり結果的に退職になったので、もしこれが離婚と同時に起きた出来事だったとしたら立ち直れたでしょうか？と思います。
協会が0から寄り添って、意識の変え方や、捉え方、自立のサポートからその後まで共に歩んでくれる仕組みがある。自分が気付いていない魅力が分かったり、1人じゃないと思える環境があるのは心強いです。

・40代
・シングルマザー歴5年
・子ども2人
・前職：コールセンター
⇒教育業界アシスタント業務に転職



(注) 相模原市の資料による。

参加した中学生の感想を聞いてみよう！



＊友だちと会えることが楽しみでした(1年生)
 ＊数学の苦手意識が取り除かれました(2年生)
 ＊卵焼きがおいしかった。難しそうな調理工程も意外と簡単にできて楽しかった。(3年生)



＊クリスマス会などのイベントが好きでした(1年生)
 ＊解ける問題が増えました(2年生)
 ＊みんな優しく自分のペースで学習できました(3年生)



ジョイフルキッズクラブ(JKC)に参加してよかったことは？

毎年、最終回に JKC 参加中学生を対象に「JKC の活動内容」についてアンケート調査を行っています。その調査をまとめた結果、「JKC 参加の良かった点」は次のようになりました。

- 第1位 友だちが増えたこと(交友面)
- 第2位 分からない問題を分かりやすく教えてくれること(学習面)
- 第3位 ゲームやレクリエーションがあること(体験面)



「夏祭り」では手作りうちわ
 かき氷を作ったよ！



違うお弁当が出てくる
 のが楽しみだった！



(注) 延岡市の資料による。

資料 3-(2)-① 「令和 6 年度母子家庭の母及び父子家庭の父の自立支援施策の実施状況
(こども家庭庁支援局家庭福祉課ひとり親家庭等支援室作成資料)」＜抜粋＞

ひとり親家庭等日常生活支援事業

母子家庭、父子家庭及び寡婦が、安心して子育てをしながら生活することができる環境を整備するため、修学や疾病などにより生活援助、保育等のサービスが必要となった際に、家庭生活支援員を派遣し、又は家庭生活支援員の居宅等において子どもの世話等を行うひとり親家庭等日常生活支援事業を実施している。

また、乳幼児又は小学校に就学する児童のいるひとり親家庭について、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合の定期的な利用を可能としている。

ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施状況

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
都道府県	25か所 (53.2%)	24か所 (51.1%)	24か所 (51.1%)	22か所 (46.8%)	21か所 (44.7%)	20か所 (42.6%)
指定都市	18か所 (90.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)	17か所 (85.0%)
中核市	33か所 (56.9%)	37か所 (61.7%)	35か所 (56.5%)	35か所 (56.5%)	35か所 (56.5%)	35か所 (56.5%)
一般市・町村	814か所 (48.9%)	776か所 (46.7%)	669か所 (40.3%)	614か所 (37.0%)	578か所 (34.8%)	684か所 (41.2%)
合計	890か所 (49.8%)	854か所 (47.8%)	745か所 (41.7%)	688か所 (38.5%)	651か所 (36.4%)	756か所 (42.3%)

(注) () 内は、市等における実施割合

利用実績

	令和元年度			令和 2 年度			令和 3 年度			令和 4 年度			令和 5 年度			令和 6 年度		
区分	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計	母子家庭・寡婦	父子家庭	合計
実件数	3,986 件	292 件	4,278 件	2,198 件	268 件	2,466 件	2,422 件	241 件	2,663 件	2,158 件	213 件	2,371 件	2,319 件	515 件	2,834 件	2,641 件	231 件	2,872 件
延べ件数	28,597 件	5,983 件	34,580 件	21,930 件	5,214 件	27,144 件	19,375 件	3,930 件	23,305 件	20,151 件	4,492 件	24,643 件	23,377 件	5,193 件	28,570 件	24,453 件	3,970 件	28,423 件

出典：厚生労働省子ども家庭局、こども家庭庁支援局調べ

40

(注) こども家庭庁の資料による。

資料3-(2)-② 「こども施策と生活困窮者自立支援制度との連携について」(令和7年4月1日付けこ成環第152号、こ成母第415号、こ支虐第100号、こ支家第167号、社援地発0401第21号 こども家庭庁成育局成育環境課長、こども家庭庁成育局母子保健課長、こども家庭庁支援局虐待防止対策課長、こども家庭庁支援局家庭福祉課長、厚生労働省社会・援護局地域福祉課長連名通知) <抜粋>

2. 自治体における生活困窮者自立支援制度とこども施策等との連携について

(1)～(3) (略)

(4) 生活困窮者自立支援制度とひとり親家庭等支援施策との連携

①～③ (略)

④ 学習支援事業における連携

ア 子どもの学習支援事業について

生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業及びひとり親家庭等支援施策におけるこどもの生活・学習支援事業については、それぞれ以下の目的・趣旨を踏まえ、各自治体において、支援に取り組んでいただくとともに、生活困窮者自立支援担当部署とひとり親等家庭支援担当部署とが相互に連携しながら取り組んでいただけるようお願いしたい。

- ・ 生活困窮者自立支援制度における子どもの学習・生活支援事業

貧困の連鎖を防止するため、生活困窮世帯等のこどもに対する学習支援を推進することを目的として、地域の実情に応じた実施方法により、居場所の提供(生活習慣・育成環境の改善、社会性の育成)や学習支援(進路相談、中退防止)、親への養育支援を行うもの

- ・ ひとり親家庭等支援施策におけるこどもの生活・学習支援事業

ひとり親家庭及び低所得世帯等のこどもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援や食事の提供等を行い、ひとり親家庭及び低所得世帯等のこどもの生活の向上を図る。また、大学等受験料、模試費用の補助を行うことで進学に向けたチャレンジを後押しするもの。

イ 両事業の効果的・効率的な事業展開について

両事業については、これまでもそれぞれの目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々のこどもの状況に応じた学習支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開していただきたい旨をお願いしてきた。また、生活困窮者自立支援法第7条第5項において、任意事業を実施する際の努力義務として、子どもの学習支援関係施策その他の施策との連携について規定され、子どもの学習・生活支援事業と他法に基づく学習支援事業との連携が努力義務とされている。そのため、例えば、学習ボランティアなど事業に関わる人材確保に関しては、同一自治体内で実施する学習支援事業の担当者間で連携し、学習ボランティアの募集を連携して実施することや、学習支援を利用するこどもとボランティアの間に「コーディネーター」を配置することなど、地域の実情に応じた方策により、効果的・効率的な事業の推進をお願いしたい。

(注) 下線は当省が付した。

資料3-(2)-③ 「こどもの生活・学習支援事業に関するQ & Aの改正について」(令和6年11月1日付けこども家庭庁支援局家庭福祉課事務連絡) <抜粋>

1. 生活指導・学習支援

問1 生活困窮者自立支援制度に基づく学習支援事業と一体的に実施することは可能なのか。

(答)

可能です。

生活困窮者自立支援制度の「子どもの学習・生活支援事業」とひとり親家庭の「こどもの生活・学習支援事業」における、それぞれの目的や趣旨の理解を深めるとともに、相互の担当部局で連携・調整の上、個々のこどもの状況に応じた支援を提供することで、幅広い対象者に支援が届くよう、地域の実情に応じて、効果的・効率的に事業を展開してください。

(注) こども家庭庁の資料による。

資料4-(1)-① 「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定) <抜粋>

2. 今後のこども政策の基本理念

(1)～(4) (略)

(5) 待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

専門家の配置や相談窓口の開設といった、施設型、来訪型の支援では、支援が必要なこどもや家族ほどSOSを発すること自体が困難であったり、相談支援の情報を知らなかったり、知っていたとしても申請が複雑で難しいといった課題がある。来ることを待っていては、本来支援が必要なこどもや家族にアプローチすることは難しい。

地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に支援者が出向いて、それぞれのこどもや家庭の状況に合わせたオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援(訪問支援)を充実させる。そのための支援者の養成・技能の向上に関する取組を進める。支援を望むこどもや家族が相談支援に関する必要な情報を得られるよう、SNSを活用したプッシュ型の情報発信やこどもや子育て当事者にとってわかりやすい広報の充実強化等を進める。そもそも困難が生じることを未然に防ぐための予防的関わりを重視し、充実させていく。

(6) (略)

3. (略)

4. こども家庭庁の体制と主な事務

① (略)

② 支援部門

1)・2) (略)

3) こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援

(略) ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応するため、児童扶養手当等

による経済的支援のほか、それぞれの家庭の状況に応じて生活支援、子育て支援、就労支援等適切な支援を実施するとともに、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による積極的な相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援に繋げることができる相談支援体制を強化する。

(注) 下線は当省が付した。

資料 4-(1)-② 「こども大綱」(令和 5 年 12 月 22 日閣議決定) <抜粋>

第 3 こども施策に関する重要事項

3 子育て当事者への支援に関する重要事項

(1) ～ (3) (略)

(4) ひとり親家庭への支援

我が国のひとり親家庭の相対的貧困率が OECD 加盟国の中でも非常に高い水準で推移してきた現状を直視し、ひとり親家庭の子育てを支え、高い就労率を経済的な自立の実現に結びつける。その際、仕事と子育てを一手に担わざるを得ないひとり親家庭は、いわゆる「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持てないことも看過してはならない。

ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。

別居により実質的にひとり親の状態となっている方を含む多くのひとり親が仕事と子育てを一手に担わざるを得ない状況にあることを踏まえて、相談に来ることを待つことなくプッシュ型による相談支援を行うことや、様々な課題にワンストップで必要な支援につなげることができる相談支援体制を強化する。当事者の声を取り入れ、ひとり親家庭に対する偏見や差別のない、当事者に寄り添った相談支援を行う。

こどもにとって不利益が生じることのないよう、こどもの最善の利益を考慮しながら、安全・安心な親子の交流を推進するとともに、養育費の履行確保のため、養育費に関する相談支援や取決めの促進について強化を図る。

(注) 下線は当省が付した。

資料 4-(2)-① 児童扶養手当の現況届 (様式)

様式第六号（第四条関係）										（第 1 面）									
※※ 整理番号 第 号					※ 市区町村 令和 年 月 日 交付					※ 町村提出 令和 年 月 日 第 号					※ 町村再提出 令和 年 月 日 第 号				
児童扶養手当 当 現 況 届 （令和 年分）																			
① 証書番号		第 号		※ 既認定・新規認定		② 氏 名		(歳)		③ 障害の有無		※ 第9条・第9条の2の区分		⑦ 変更		名 称		口 座 番 号	
						個人番号				ある ・ ない		前 年 度		今 年 度					
												第9条・第9条の2		第9条・第9条の2					
④ 住 所		T E L ()		⑤ 職業又は勤務先名		T E L ()		⑥ 勤務先所在地								□ 公金受取口座を利用します。			
平 成 年 分 所 得		氏 名		⑩ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑪ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑫ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑬ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑭ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑮ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑯ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑰ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑱ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑲ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				⑳ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉑ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉒ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉓ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉔ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉕ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉖ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉗ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉘ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉙ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉚ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉛ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉜ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉝ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉞ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㉟ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㊱ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									
				㊲ 所得 額		控 除		除 税 控 除 後 の 所 得 額		所得制限限度額									

(注) こども家庭庁の資料による。

資料 4-(2)-② 公的年金給付又は遺族補償等の給付が行われる場合の児童扶養手当支給事務の取扱いに係る事務処理要領＜抜粋＞

I 受給資格者若しくは対象児童が公的年金給付等を受給できる又は対象児童が父若しくは母の公的年金給付の加算の対象となっている場合

4 物価スライド等による公的年金給付等の額の改定に伴う事務処理

(1)～(4) (略)

(5) 当該届出は受給者から提出してもらうことを原則とするが、個人番号による情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携によりその受給状況を確認できるとき、又は「公的年金給付等の受給状況確認依頼様式」(別紙様式 2-1～2-4)等により日本年金機構中央年金センター等に対し、まとめて照会を行い、その受給状況を確認できるときは職権に基づいて手当額の改定を行っても差し支えない。

この場合、認定請求時や毎年の現況届時等において、物価スライド等による公的年金給付等の額の改定年度ごとに、事前に受給資格者に対してその同意を求め承諾を得る必要がある。承諾を得た上で職権に基づいて手当額の改定を行った場合には、当該届出があったものとみなす。

(略)

(注) 下線は当省が付した。